

目次

A III -CV-2nd-★控訴状	2
--------------------	---

控訴状

令和2年4月8日

東京高等裁判所 御中

控訴人（原告）

住所（送達場所） 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊（昭和36年3月9日生） 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被控訴人（被告）

住所（送達場所） 〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-1 2-4
ニチモビル浦和3階 栄総合法律事務所
氏名 柴崎 栄一 電話 048-839-7341 FAX 048-839-7348

慰謝料請求控訴事件 訴訟物の価額 10万円 貼用印紙額 1,500円

上記当事者間の、前橋地方裁判所 令和元年(ワ)第301号 慰謝料請求事件について、令和2年3月19日に言い渡された下記判決は、全部不服であるから控訴する。

第1 原判決の表示

主文

- 原告の請求を棄却する。
- 訴訟費用は、原告の負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 原判決を取り消す。
- 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え。
- 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

第3 控訴の理由

1 虚偽表示（公序良俗違反）無効

原判決は、「よって、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。」と判示しています。

しかしながら原判決は、後述の通り、私の請求の基礎を判定しておらず、経験則違反や論理則違反による自由心証主義への違反など、事実認定の誤りや訴訟手続の重大な違反が多数有り、また、憲法や法令の解釈の重大な誤りも多数有るので、実質的に理由が有りません。これらは態様として、実質的な司法拒絶であり、著しい信義則（民法1条）違反であり、公序良俗（民法90条）違反であり、裁判を受ける権利（憲法32条）の侵害であり、違法な判決なの

で、当たり前に、無効です。

2 以上のとおり、原判決は誤った認定に基づくものであるから、取り消されるべきです。

第4 控訴の理由の説明

①当該事件被告の答弁の、論理則違反ないし訴訟ルール違反を訴えたのに、判定洩れです。
②加えて事件性も、理由が極めて不合理であるうえに、大半の事件性を判定洩れです。
①と②は、そもそも別問題ですから、故意の観点が欠落した捜査であったことの抗弁事実を示そうとしなかった被告の不当性を、そのまま一審が引き継いでいます。

1 総じて訴訟ルール違反であり、裁判を受ける権利の侵害です

① 訴えた訴訟ルール違反の判定洩れ

例えもし仮に、事件性が無いとしても、論理則違反は論理則違反です。

私の訴えを判決書に正確に記録していないことは現行制度の瑕疵です

全5頁の判決書の中の、たった20行の事案の概要では、事件性が正確に伝わりません。

② 事件性ないし違法性の判定洩れ(自由心証主義への違反)

論法として、当たり前の事件性(違法性)を認めないことによって、論理則違反を経験則違反に擦り替えているので、経験則違反に因る論理則違反と言えます。

しかし、判断要素としては排除不可能ですから、たとえ事件性(違法性)が無いと判断したのだとしても、その合理的根拠を示さなければ、当たり前に、論理則違反です。

「違法性が無いから理由も不要」は狂気の倒錯です。

2 憲法や法令解釈の重大な違反が多数有ります

後述の通り、原事件は無言の脅迫であり、脅迫とはすべからく、威力によって真意を抑圧させることですから、必然的に、自決権ないし自治の権利(いざれも憲法13条)の侵害です。
それを警察が無視して来たことは、その職責(警察法2条など)と訴え内容に因る、被害の継続への予見可能性に基づく結果回避義務違反による手続(告訴)妨害であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いざれも憲法13条)や、ひいては平等権(憲法14条)の侵害です。

3 総じて事案解明責任の放棄です

本件は単なる慰謝料請求事件ではなく、脅迫殺人の隠蔽という極め付けの組織犯罪を訴えたのに、根拠も無く、事件性を否定し、原告の立証責任に擦り代えたことは、裁判所の職責として狂気であり、事案解明責任の放棄による隠蔽と断定します。

裁判所や捜査機関が、合理的根拠無く、被害の訴えを無視することは許されません。

第5 第一審の問題点の摘示

1 訴えた、論理則違反の判定洩れ

以下の(1)から(5)は其々、故意の観点が欠落した検査であったことの、極めて有力な状況(間接)証拠ですが、被告は、全く抗弁事実を示しておりません。

つまり、「故意ではなかったこと」及び「交通事故であったこと」の証拠が有りません。証拠も無いのに交通事故だとする検査は、むろん不適正であり隠蔽です。

2 訴えた事件性の判定洩れ(▼印の項目)

以下の(1)から(5)の13の事件性のうち、(2)の理由しか有りません(12は判定洩れ)。
しかも(2)の理由に合理性が有りません(露骨なこじ付け)。

また訴状に記載の通り、これらの13の事件性には、更に詳細が有ります。

どれをどう否定したつもりなのか? 合理性を数字で示して下さい。

その為に、初めから数字を提示しているのであり、数字で考えないことは隠蔽の証明です。

(1)▼警視庁による被害届(包囲網の摘発要請)の隠蔽(99.99999%以上)

(2)被害届の回答期限当日に叔母が変死した不審(99.80%以上)

(3)▼警視庁によるサワダ面会(二つの要請)の隠蔽(99.00%以上)

(4)轢逃げ事故の検査の以下の不審(99.9999999%以上)

A▼事故現場の手前が飛び切り見通しの良い立地条件であること(99.99%以上)

B▼巻き込みでもないのに死亡に至っていること(90.00%以上)

C▼司法解剖が実施された経緯が不審であること(90.00%以上)

D▼決め手の映像を、公判の証拠にしていないこと 99.00%以上)

E▼交通事故として当たり前の物証は有るのか?(90.00%以上)

F▼被疑者の行動の必然性は有るか?(99.00%以上)

G▼故意ではない証拠は有るのか?(99.00%以上)

H▼この事故のその他の事件性(90.00%以上)

I▼この事故の公判の不審 故意の疑いを一切排除(99.9999999%以上)

(5)▼恣意性一覧表が示唆するもの(99.9999999%以上)

●●反論 「殺人や偽装を認めるに足りる証拠は無い」旨(判決書頁4中)

上記(1)から(5)は其々、故意の観点の欠落の、極めて有力な状況(間接)証拠です。

それなのに、「どれをどう?」という、其々の証拠力を否定した理由が有りません。

少なくとも、当該事件の甲9(事故現場付近のストリートビュー)の判定洩れです。

それにそもそも、検査機関による隠蔽に、直接証拠を求めること自体が狂気です。

●反論 「太田を脅迫の手段に選ぶ合理性が無い」旨(判決書頁5中) 呆れた失当

私に対する害意を連想させる立場に在る人間なら、当たり前に、誰でもよかつたわけです。

私に近い親戚であることに害意が有るのであり、亡太田まり子である必要は有りません。

理由にはなり得ない、見苦しいこじ付けです。

●反論 「遺族は交通事故だと認めている」旨(判決書頁5下)

周り中が包囲網(殺人の共犯)である現状で本心を語れば、叔母の二の舞にされかねません。
だからこそ、証人尋問も依頼しないのであり、それに、私と警察の問題なのです。
これも理由にはなり得ない、見苦しいこじ付けです。

三機関の共謀による隠蔽(上記(4)I)の判定洩れ

当該事件の乙第1号証(公判の記録)には、交通事故だと判断した理由も、故意の疑いを持たなかつた理由も、一切書かれておりません。
このように、およそ公判と呼べる代物ではないことは明らかなのに、この巨大な事件性を感じないことに合理性は無く、事案解明責任の放棄です。

第6 貴所による破棄自判を希望します

第一審判決の狙いは、無効取消による原審差戻しを意図した時間稼ぎとも思われます。

第7 附属書類

1 控訴状副本	1通	以上
---------	----	----